

女と男の対等な関係を創るために
セクシュアル ヒューマン ライツ

SEXUAL HUMAN RIGHTS



3号



シリーズ創論

性と人権／タイ－人身売買に立ち向かう女たち
女性と福祉／民間女性シェルター調査報告

高瀬和子
桑島 薫

SEXUAL HUMAN RIGHTS

3号

CONTENTS

巻頭言

奥村孝志

1

シリーズ創論

性と人権③

タイ — 人身売買に立ち向かう女たち

高瀬和子

2

シリーズ創論

女性と福祉③

民間女性シェルター調査報告

桑島薰

10

現場から

花輪博子

赤石千衣子

20

文献資料

『民間女性シェルター調査報告書Ⅰ,Ⅱ』

湯沢直美

28

各地から

30

編集後記

32

婦人保護事業に 関わって

志 リテ) 部長
奥 村 孝
(国立身体障害者リハビリテーションセンター
ーーションセンター



私が婦人保護事業に関わりを持ったのは、平成二年度から平成四年七月までの二年三ヶ月でした。担当時は、浅野課長（現宮城県知事）と河村課長（現厚生省年金局企画課長）に仕えました。

浅野課長は婦人保護をごよなく愛した人で、現場で苦労している婦人相談員等関係者と積極的に懇談の機会を持ち、本事業をさらに発展・活性化すべく、女性の性についての自主的な勉強会も持ちました。私にとってまつたく初めての行政分野であつただけに、それらの機会を通して多くの仲間と出会うことができ、また大変勉強になりました。

河村課長も婦人保護事業を大事にされ、浅野課長からの引継をしっかりと受け止め、全精力を投じてそれを集大成し、何年ぶりかの婦人保護実施のための通達を都道府県に示しました。そのことは、皆さんの記憶にまだ新しいことと思います。

最近では、地方分権化の議論の中で、婦人保護事業のことも取り沙汰されてい るようですが、全国の仲間の皆さんがあ 致團結して、婦人保護事業への理解と認 識を深めるような運動を展開していかれ ることを期待しています。

担当時代は林さん、桑原さん、柿沢さん等、多くの仲間に叱咤激励され、婦人保護事業に情熱を持った仲間たちの集まる「婦人福祉研究会」にも参加させていただきました。大きな夢を抱いたそのひたむきな自己研鑽の様子には深く感銘し、行政の側もしつかりしなければとの思いを強くしました。そのなかで、婦人保護事業関係者がおとなし過ぎるのではないか、もう少しものを言う団体を作つたらどうかと議論したことや、総理府の婦人問題担当室が婦人保護事業の現場を全然知つていないと不満に思つたことなどを覚えています。

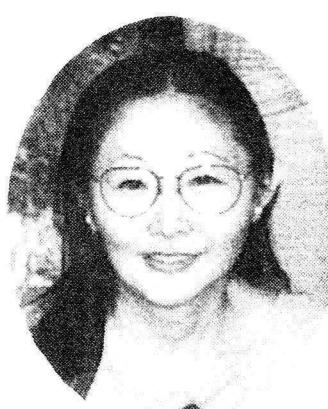
婦人保護事業のことも取り沙汰されてい るようですが、全国の仲間の皆さんがあ 致團結して、婦人保護事業への理解と認 識を深めるような運動を展開していかれ ることを期待しています。

性と人権③

タイ——人身売買に立ち向かう女たち

——タイ・スタディツアーレポート——

高瀬和子
(東京都婦人相談員)



一九九六年五月、売春防止法は施行四〇周年を迎えようとしている。しかし、今日、売春の構造は十代の少女たちや外国人女性をもまきこんで新たに

肥大化し、街中に進出するテレホンクラブ、ピンクサロン、ソープランド、ホテルなど、売春形態の多様化、巧妙化のなかで、日本はアジアにおける売春の一大需要地となり、女性たちから利潤を吸い上げてきている。

一九九二年、全国婦人相談員連絡協議会は、近代増加している外国人女性の相談や緊急一時保護

の問題に焦点をあてた業務の現状についての実態調査を行い、「婦人保護——現在そしてこれから」として報告書にまとめた。

この調査によると、外国人女性からの相談の約六割は「売春強要」となっており、国別に見るとタイが最も多い。最近では、日本人男性との恋愛・結婚のなかで、妊娠出産後の遺棄や、子どもへの虐待、女性への暴力など、その被害は定住化のなかでより生活に根ざした問題へと多様化している。あらゆるレベルにおいて日本社会に根を下ろ

している性差別の構造が、より社会的弱者であることを強いられる外国人女性たちに、最も尖銳的に顕在化している現実に、慄然とする思いがする。

これらのことから私たちは、女性たちを送り出すタイ国の実状を、そこで生きる人々の価値意識

や生活感情に出会うことを通して理解を深めると同時に、日本から帰国した女性たちの眼に日本社会はどのように映し出されているのか、また帰国後女性たちは、どんな援助が得られるのかなどの実状を理解する必要を痛感し、今回のスタディツアーハーが企画された。

タイでは、公的機関であるタイ社会福祉局・タイ国立職業訓練センター、バンコクやタイ北部のNGOやシェルターを訪問し、今後の国境を越えた交流、協力の方向性、連携を探ることを目的とした（このタイ・スタディツアーハーの全貌は、近く報告集として刊行する予定である）。

ここでは、バンコクにあるFFW（Foundation for Woman）女性財団と、タイ北部のNGOであるトンディプロジェクトについて報告したい。

FFW (Foundation for Woman) 女性財団へのヒヤリング調査

FFWスタッフ、シリポンさんとランズマンさんへのインタビュー（一九九五年十一月七日）

せめぎ合うような喧噪と熱氣に満ちたバンコクの街の一角にFFWはある。ネームが掛かった茶色のドアを入ると、資料やポスター、タイ女性たちの窮状を伝えるタイ語・英文のニュースレターがずらりと置かれてあり、FFWのネットワークの広さをうかがわせる。

シリポンさんは、落ち着いた物腰のパワーを感じさせる女性。「FFWは、一九八四年、女性情報センター（WIC）の活動から始ましたのです」と、生き生きと語り始める。

設立経過・目的

女性情報センターは、海外に働きに行くタイの女性たち向けの相談活動を行っていたが、政治や政策における女性問題の理解を深めるため、さまざまな分野で女性のための教育・広報活動を進めってきた。

一九八六年、夫からの暴力での被害を受けた女性のためのカウンセリングサービスと、緊急保護を行うためにシェルター(The home for Battered women)を開設。一九八七年には、W.I.Cとシェルターの活動を担う組織としてFFWを開設した。当初は、ヨーロッパへ出稼ぎに行く女性たちの支援や相談活動をドイツやオランダ、スイス等の女性たちと協力して行っていたが、現在は、①タイの女性たちがだまされて外国に連れて行かれ、売春を強要されるような事態の防止、②子ども買春の防止、③家庭内暴力の防止、を主な柱として活動している。

活動内容

FFWは、都会や地方の女性たちとともに活動し、性暴力の被害を受けた女性たちを援助してきた経験から、多くのタイの女性たちが今もなお悲惨な状況に置かれていることに気づかれる。

「これほど多くの女性たちが、性産業で働かされている事態というのは、これまでのタイの歴史にはなかったことです」とシリポンさんは語る。また売春だけでなく、強姦や妻への殴打のよう

なさまざまな形態も増えつつある。これらの問題を解決していくためには、女性への暴力が人権侵害であり、社会的に重要な問題であるということを国家が認識し、それらについて熟慮することが必要である。そこで、当面の問題を解決する短期的取り組みと、地域レベル、構造的なレベルでの長期的取り組みの必要性を考え始めたと言う。

1. 国際的活動

一九九三年からタイ国内の性産業で働く女性たちの実態に切り込むため、研究プロジェクトを始める。下館事件で逮捕された女性たちを支援する署名活動にタイで取り組み、これは日本とタイの特殊な問題ではないことに気づき、国際的ネットワークの必要性を痛感する。

このことから一九九四年十月、タイで国際的な人身売買に関するワークショップを開き、GAA TW (THA GLOBAL ALLIANCE AGAINST TRAFFIC IN WOMEN)を創る。現在は、タイのFFWがコーディネーターとなっており、国連人権委員会に人身売買についての報告書を提出したり、人身売買を防ぐためのガイドライン作成やキャンペーンを行つ

ている。

シリポンさんは、「例えれば日本では、売春は違法扱いで入管法違反で女性が罰を受けるが、女性への人権侵害に対して、侵害している側への罰則こそ必要。日本は国連の人権規約に反する。女性を犯罪者扱いしても性産業業者は別の新しい女性を雇うだけで、少しも問題の解決にはならない」と語る。また、「タイも日本も、売春する女性を処罰する点は共通している。タイでは売春禁止法改正に向けて、女性への罰則を軽くする方向で検討されているが、法律にはあまり期待できない。

タイの警察も、ミャンマーの少女たちを逮捕しては強制送還している。タイでも、業者の処罰は難しいのが現状。国際的な人身売買ルートが存在するから、人間が（女性たちが）売買されていくのよ」と、対抗する国際的ネットワークの必要性を強調した。

タイ女性をターゲットにした国際的人身売買の組織は、一九八三年頃できあがつたものと考えられており、タイ大使館は昨年、国際的人身売買の被害者となっている女性が、日本に約七百人いる

と公表した。緊急な課題として日本の国内法の整備はむろんのことであるが、同時に国境を越えた広がりを作るなかで、共通の課題として国際的な基準づくりが必要であることを改めて痛感させられた。

2. 国内での活動

一九八六年に、家庭内暴力から逃れてくる女性や売春宿から逃れてくる女性、外国から帰国して落ち着き先のない女性たちを援助するためにシェルターを開設した。当時シェルターは他になく、設立の意義は大きかったが、その後利用者が減ったこともあり、一九九四年に閉鎖。電話でのカウンセリングが広がり、シェルターに駆け込む前に対処できるようになつた。現在一ヶ月三〇～四〇件の電話相談があり、事務所で来訪相談も受けている。緊急保護が必要な場合は、バンコク市内のシェルターを紹介している。

家から逃げてきた女性に対しては、女性がどうしたいのかを受けてとめサポートする。夫との関係を調整することもあれば、FFWが融資をして職業自立を図ることもある。必要に応じて弁護士と

も連携している。タイでは生活保護制度が確立していないので、女性たちが経済的基盤を作るには多くの困難がある。公立の職業訓練所はあるが、FFWとしては積極的には紹介していない。訓練期間中は収入が得られないし、訓練後仕事が見つかるという保証はないからだ。

教育プログラムとして、都市や地方の女性や若者への教育を行っている。教育訓練に参加した者は、終了後に自分たちの村でソーシャルワーカーとして働く。彼女たちは、自分たちの地域の女性や若者の状況を調査し、人身売買されるおそれのある村の女性を察知したら、村の人たちに分かりやすいやり方で長期にわたってその問題性を働きかける。FFWは、教育を通して女性たちの仕事がスムーズに運ぶよう援助し、チェンマイとウドンサニ地方の村々を定期的に訪問している。人身売買ではない経済的な手段を支えるために少額の資金援助も行っている。

「今後も、教育訓練を通してFFWは、売春やその他の性搾取という問題と取り組むのにふさわしい方法を開発したい」とシリポンさんは意欲的だ。

タイ女性の出稼ぎの大きな理由にタイの経済発展がある。急速な経済開発が階層間や都市と農村間の経済格差を大きくし、農村を自立できないものとすると同時に、その格差の拡大に伴い、女性がより劣悪な環境の中へ引き込まれている。タイ社会が抱える女性問題の解決に向けて、緊急的措置としてのシェルターや職業訓練プログラム、防止教育プロジェクトは必ず必要なものである。

しかし、職業訓練終了後やシェルターから出た後はどうするのだろうか。多くの女性が出稼ぎに行かなくていい生活や、強制売春にNO！を言える状況を作り出すためには何が必要なのだろうか——。根本的な問い合わせ残る。

トンディ・プロジェクト

トンディ・ポーティヨーンさんへのインタビュー
(一九九五年十一月十日)

タイ北部のチェンマイ県サラピー郡にあるトンディさんのお宅を訪れた。鮮やかな色あいの素朴

なたたずまいの民家の前に「絶対に子どもを売らないで！」と書かれた大きな横断幕が、トンディさんの意志を伝えるかのように風に抗している。

庭に向かってひらかれたオーブンスペースで、トンディさんは「売買春問題を解決していく道は必ずあります」と、深々と力を蓄えた声で語り始める。

チエンマイ女性協会設立の経緯

チエンマイ女性協会とは、チエンマイ県に住む少女、女性たちの生産協同組合である。サラピー郡の村にも例外なく、日本やタイのエージェントが入り込み、日本人男性との結婚や出稼ぎ就労を口実に、少女たちを誘い込み売買する状況が深刻化する一方であった。

トンディさんは、「日本に行つたタイ女性の絶望的な状況を考えれば考えるほど、日本に行かなくていい社会を作るべきではないか。日本に行くのは出稼ぎが目的、金を得るためいやでも働かなくてはならない。どうしてタイに女性が働ける場がないのか。タイで働き、自分のやりたいことがやれるなら、タイで生き、生活することができます」と書かれた大きな横断幕が、トンディさん自身、

「のではないか」と考え、一九七九年、協会設立のための一歩を踏み出した。

チエンマイ女性協会の事業内容

チエンマイの少女たちは、子どもの頃から学ぶ機会が奪われている。女性のエンパワーや生活の質を高めるために、職業に対する知識・技術・マネジメントを学べる職業トレーニングの機会を提供しようと考へた。まずNGOのグループや、日本、ドイツから資金援助を受け、ミシンを購入。数カ月トレーニングした後、各自の自宅にミシンを置き、当初の請け負い仕事から本格的な製品作りへと軌道にのせていった。染色—織り物—裁断—縫製と村の女性たちが得意な分野を分担していく。現在では服作りだけでも三三のグループがあり、分業体制が確立している。その後、帽子・枕・マットレス・傘・竹細工・銀細工・農産業・魚の養殖など——とチエンマイの各郡に女性たちの生活に根ざした創意工夫のなかで、次々に仕事が創られ、グループが生まれた。そして互いを支持し強めるネットワークを築き始める。トップタウン方式の組織化ではないので、トンディさん自身、

数が多くて正確なグループ数は掴みきれないと言ふ。女性たちの年齢も、「職業年齢」とは関係なく一六歳～六〇歳までの幅広い年齢層である。運営に関しては、決定権は各グループに委ねられており、独立採算制である。

トンディさんの役割は、①市場・販売ルートの開拓、②商品の適性価格の調整、③グループ相互間の連携調整を図ることである。

全体の取り組みとしては、①県レベルのミーティングを月一回開催。技術・資金・販売・市場等の問題の意見交換を行う。②泊り込み合宿を年二回開催。原料・染色・製作等の検討・意見交換を通して、グループ相互間の交流を深めネットワークを強める。③東北部など他県への視察を行い、事業の改善、拡張、ネットワークの拡大を検討する。

トンディさんの語り口は直截で具体的。体ごと動いていくようなダイナミックな事業展開のプロセスに、一瞬そこに立ち合っているような喜びが湧く。「それぞれの土地に伝わる模様があるの。それを基本的に大事にすること」とトンディさん

は語る。どの地方にも固有の生活史があり、暮らしへの遺産がある。それは幾代もの名もなく生きた女性たちの生活意識や歴史性から編み出され、表現された「模様」や「色」なのだろう。それを基本的に伝承しながら改善を加えていきたいと話す。そして、この一六年の間に、チエンマイの女性たちは、歴史的に集団のなかに蓄えられた力が、今や市場で影響を与えることができる力をもつていることを身をもって知っていく。

女性銀行の設立

二年前に設立。現在、会員はドンケイ郡の七つの村に在住する八五名の女性である。会員は毎月一〇～二〇バーツ（一バーツは約四円）預金する。融資を受けられる条件は、千バーツ以上五千バーツ以下の預金がある人が対象。銀行の融資はおもに事業の立ち上がり資金や事業拡大に使われる。

活動の成果と課題

一、まず、当の女性自身が自分の価値を信じられるようになつた。仕事の成果が見えてきて女性が経済力を持つことで家計が支えられ、夫が妻の仕事を協力する「愛すべき」男たちが増えた。

二、チエンマイ県だけを見ると、海外出稼ぎが少なくなり、生活が安定することでタイ社会全体がこのプロジェクトを受け入れるようになる。

三、さまざまな技術を持った女性講師が育ち、女性から女性たちに技術が伝承されるようになったという。

トンディさんは語る。

「売買春問題を解決していく道は必ずあります。外国に出稼ぎに行きたい女性に行くなとは言いません。自分が暮らしている地域で、精神的・経済的に満足が得られる生活を創り出すこと、ここで働き、生き、生活することに価値を見いだすことです。このことが廻り道でも大きな問題の解決の道になりうるのではないかと考えています。この十年間を見ていて下さい。海外に出稼ぎに行く女性は、この地域からは必ず少なくなるはずです」。

タイの山々の向うに夕闇が広がる。六日間の駆け抜けけるような旅であったが、急速に変貌をとげつつあるタイ社会の片鱗に触ることができた。そして、何よりも私を打ったのは、歴史的につながりのない、何よりも深い歴史的につながりである。

てなかつたほど女性たちを直撃する人身売買や強制売春の状況のなかで、脅迫を受けながらもさまざまな試みで立ち向かい、したたかに生き延び、甦つていこうとする女たちのエネルギーだ。日本に生きる女性としての甘さを思い知らされた。

また、ここでは十分触れられないが、インタビューのとき、日本への出稼ぎから帰ってきた女性たちから語られたことばや「沈黙のことば」は、強烈に現在の日本社会（男）を写し出している。インタビューのなかで日本での体験の核心に触れかけると、彼女たちのからだが震え、ことばが閉ざされ、涙があふれ続けた。

日本において、タイの女性たちが買われ、性が凌辱され、生命の安全さえ脅かされている状態が、これ以上続けられてよいはずはない。このことにおいて日本女性もまた加害者である。タイ女性の鬪いと呼応しながら、日本での女性全体の人権確立の一環として、緊急かつ基本的な取り組みが求められていることを痛感する。最後に、さまざま試みや苦しい体験を語ってくださったタイの方々に心よりお礼を申し上げます。

女性と福祉③

民間女性シェルター調査報告

—アジア女性シェルター事例紹介と日本社会への提言—

桑島 薫
(横浜市女性協会職員)



民間女性シェルター調査

横浜市女性協会では、一九九四年から一年半をかけて民間女性シェルター調査を実施した。

二本立てになっている。調査の目的は、日本の民間女性シェルターの活動状況を把握し、その抱える課題を探ること、また、シェルター活動という点では二〇年先を行っているといわれるアメリカの例から、その運営のノウハウを学び、日本のシェルターへ還元することである。

的状況に陥っている女性のための、緊急一時保護施設である。民間のシェルターについては、日本

日本国内調査の結果

で初めての調査である。調査は、日本国内とアメリカ（カリフォルニア州）でのヒアリング調査の

調査結果によると、一九九四年時点で日本にあ

る民間女性シェルターは七ヵ所。『民間女性シェルター調査報告書 日本国内調査編』には、以下の七ヵ所の活動状況が詳しくまとめてある。AKK女性シェルター（東京都）、かながわ・女のスペースみずら（横浜市）、社会福祉法人礼拝会ミカエラ寮（横浜市）、女性の家「サーラー」（横浜市）、女性の家HELP（東京都）、ダルク女性ハウス（東京都）、フレンドシップ・アジアハウス・こすもす（木更津市）（注二）。

これらのほとんどが一九八〇～九〇年代に設立され、首都圏に集中している。いずれのシェルターにおいても、資金不足と人手不足が深刻な問題となっていることが調査により浮き彫りになつた。

七ヵ所のうち、公的な補助金を受け取っているところは三ヵ所のみ。が、その補助金もシェルター運営の基盤となるほどの額ではなく、また、継続して毎年交付されるとは限らない。どのシェルターも、個人からの寄付や、講座、バザーなどの事業収入で財源をまかなつてゐるのが現状だ。

このように、公的援助をほとんど得られず、シェルタースタッフの熱意に負うところが大きいた

め、スタッフのバーンアウト（燃えつき）が深刻な問題となつてゐる。さらに、スタッフは日々の業務に追われ、次のスタッフを育成するだけの余裕がない。将来的な運営の見通しがたたないにもかかわらず、シェルターへのニーズがある限り続けていく姿勢だ。

アメリカでのヒアリング調査結果

アメリカでは、毎年二〇〇万～四〇〇万人の女性が夫や恋人など親しい関係にある相手から暴力をふるわれてゐる（ドメスティック・バイオレンス）という報告が出でてゐる。それへの対策として、シェルターを開設するだけでなく、他の援助機関や警察、司法などの公的機関が協力して、ドメスティック・バイオレンス根絶のための包括的な取り組みが実施されているのが特徴的だ。

アメリカにおけるドメスティック・バイオレンスへの取り組みの歴史的経過と実情は、『民間女性シェルター調査報告書 アメリカ調査編』の吉浜美恵子さんのレポートに詳しく述べられている。

レポートによると、七〇年代後半に、暴力被害に遭った女性たちが中心になってシェルター運動がおこった(バタードウイメンズ・ムーブメント)

のが、取り組みの始まりである。

また、アメリカで一九九四年に公表された模範法典を中心とした、日米の法的取り組みについては同報告書の角田由紀子弁護士のレポートを「」覧いただきたい。

今回の調査では、カリフォルニア州サンフランシスコ市にある「アジア女性シェルター」(Asian Women's Shelter = AWS) を訪ねた。

AWSは、独自の運営ノウハウをもち、他の社会資源との連携システムを構築したシェルターとして知られている。

また、ドメスティック・バイオレンスへの地域ぐるみの取り組み例として、カリフォルニア州ロサンゼルス郡の「ロサンゼルス郡ドメスティック・バイオレンス評議会」(Los Angeles County Domestic Violence Council)を見学した。

「」の例を簡単に「」報告したい。

これが、AWSを始めるに至った経緯である。

アジア女性シェルターの活動

AWSは、夫や恋人から暴力被害を受けたアジア女性のために、緊急一時保護を行っている民間シェルターである。一九八四年に現ディレクター(代表)のベッキー・マサキさんら有志の女性が集まり、ボランティア・グループとして発足した。

一九八六年にNPO(民間非営利組織)として認定を受けた後は、次々に財団の助成金や個人からの寄付を得て、一九八八年にシェルターを開設した。マサキさんは日系三世。サンフランシスコ市で最初に開設された、「La Casa de las Madres」(女性の家)という民間のシェルターで働いていた。当時は白人女性の利用がほとんどで、アジア系女性はまったく来なかつたそうだ。マサキさんはソリの欧米型ともいえる「独立、自立」を重んじる内容に疑問を持ち始めた。家族や友人間の「相互支援／援助」が根底にある文化を背景にもつアジア女性たちに合うシェルターの必要性を感じた。

AWSの年間予算額は三〇～四〇万ドル。財源の七割が行政からの補助金で成り立っている。残り三割は民間団体からの助成金および個人、団体からの寄付金である。行政からの補助金の内訳は、カリフォルニア州三割、サンフランシスコ市三割、サンフランシスコ郡一割である。この補助金獲得の背景にはマサキさんをはじめ、スタッフの地道な資金活動があつた。

一九九四年には、スタッフの長年の努力が実を結び、サンフランシスコ市がシェルター購入資金を一括貸与してくれた。約六二万五千ドルもする

家である。いかにAWSの実績が認められ、行政

へのはたらきかけが効果的であつたかがわかる。

この建物はAWSが所有し、市に対して無利子で五〇年ローンを組み、返済していくという。

新しいシェルターは閑静な住宅街にある。私が訪れた九五年三月は改装工事中であった。車椅子の人が泊まるようエレベーターを取り付けるためだ。三階建てで、二世帯用のアパートとして造られた建物らしい。近所には同じような造りの家が立ち並び、夜景がきれいに見える。

アジア女性シェルターの利用概要

新しいシェルターでは、一度に一八人までの滞在が可能である。アメリカのシェルターには、緊急一時保護を目的にした短期滞在型の、いわゆる“emergency shelter”と、そこを出たあと住む場所が見つかるまでの間滞在できる“transitional shelter”的二種類がある。後者の滞在期間は、場所によって異なるが、一～二年ほどである。AWSは緊急保護シェルターであるが、利用者には三

シェルターは、地下がオフィス、一階にもオフィススペースほか洗濯機と乾燥機がある。二階には寝室三部屋、食堂、台所、バス、トイレ、三階には二部屋とカウンセリング・ルーム、台所、バス、トイレがあり、かなりゆったりしたスペースだ。居間、台所、バス、トイレは共同で使用する。裏庭では、子どもたちが遊ぶのに十分なスペースがある。がらんとした建物の中を歩き回って、改装プランを説明してくれるマサキさんは本当に嬉しそうだった。

～四ヶ月と、緊急保護シェルターにしては比較的長期の滞在を認めている。利用者の平均滞在期間は一三週間。AWSを出た後は、"transitional shelter"やアパートなどへ移る。利用者やスタッフの安全確保のため、シェルターの住所は公開していない。

シェルター利用は一律無料。食材、生活用品、衣類など日常生活に必要なものは支給される。無料にしたのは、払えない人が居づらく感じないためだ。

AWSが開設して以来、六年間に約三六〇人のアジア系女性と子どもたちが入所した。九四年には年間約六五人のアジア系女性と子どもが来所している。中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ラオス、カンボジアなど一〇～二三の民族グループの女性が主である。年齢は一〇代から六〇代までで、平均年齢は二二～二三歳。

入所経路は、ヘルスワーカーからの紹介（妊娠中の定期検診、緊急治療室、小児科などで暴力を受けたとわかる）や、二四時間ホットラインのポスターを見たり、同僚や友人の紹介などが主だ。

アジア女性シェルターの特徴

AWSが他の欧米型シェルターと異なる点は、シェルターに来る女性の多文化、多言語という背景に焦点を当てていることである。

食事も重要な要素だ。アジア女性が自国の料理をしたり、箸を使えたり、ということは彼女たちの自信を取り戻すことにつながる。従来の欧米型にはない大家族のように互いに助け合うやり方は、AWSに来るアジア女性にとって大きな支えとなっているようだ。

多言語に対応するため、AWSではマルチリンガル・アクセス・モデル（多言語アクセス・モデル）を取り入れている。これは、アジア各国の文化圏を背景にもつ女性たちの、言語ニーズを満たすため、マサキさんが中心になり考案した。バイリンガル・アドボケートと呼ばれるスタッフが登録されている。その数は三〇人。アジア二〇カ国語での対応が可能だ。

アドボケートは来所した女性の通訳を務めるだ

けでなく、女性ひとりひとりに担当としてつき、入所から退所までさまざまな援助をする。女性が慣れるまで一緒に行動し、裁判所や病院などにも同行する。アドボケートは必要に応じて呼び出され、時給一五ドルが支払われる。このモデルに対する評判は非常に高く、他の機関からの問い合わせも多い。

他の援助機関との連携

AWSの活動のうち、非常に重要な点に、他の関連サービス機関との連携がある。

AWSは、サンフランシスコ市内でドメスティック・バイオレンスの被害女性の援助サービスを提供する一四の機関とともに、「サンフランシスコ・ドメスティック・バイオレンス・コンソーシアム」(the San Francisco Domestic Violence Consortium)と呼ばれるネットワークを構成している。現在は、マサキさんが会長を務める。コンソーシアムは、夫や恋人から暴力を受けた女性や子どもたちの多様なニーズに応えるため、

数少ないサービスを最大限に活用すべく、各援助機関／団体が集まってきたものである。構成メンバー機関は、緊急保護シェルター(三機関)、法律援助・コンサルテーション(六機関)、一時住宅サービス(二機関)、ホットライン・カウンセリング・サービス(四機関)の、四分野から成る。

コンソーシアムでは、暴力被害を受けた女性と子どもたちの援助のほか、対外的な機能として、警察や医療従事者、司法関係者、地域への教育および啓発活動、さらに政治家へのロビー活動を積極的に実施している。

コンソーシアムは、ドメスティック・バイオレンスの被害者への援助機関に対するサンフランシスコ市の財政援助を獲得し、社会的に高い評価を確立させた。「コンソーシアムは連合のようなもので大変強力だ」とマサキさんは述べる。

AWSはコンソーシアムの中でも中心的な役割を担っている。アジア系コミュニティへのサービスには、多言語、多文化の背景を考慮した支援を行いうよう強調しているという。

シェルターはドメスティック・バイオレンスに対応する数ある手段のひとつであり、あくまでも対症療法に過ぎない。シェルターで提供する各種援助プログラムの充実を図る一方で、問題の根本解決を目指した諸活動が必要であることが、今回の調査により明らかになった。

・実施、民間シェルター運営の支援、ドメスティック・バイオレンス関連法案などについて、問題解決のための具体的な対策の提案、各関連分野における援助プログラムの開発などである。

評議会は月一回定例会を開く。この定例会は一般に公開されており、今回は調査の一環として、この会を見学した。評議会議長は、ロサンゼルス郡検事局の検事スコット・ゴードンさん。ほか、

ロサンゼルス郡ドメスティック・バイオレンス評議会の概要

ロサンゼルス郡ドメスティック・バイオレンス評議会は、ロサンゼルス郡の予算で運営されており、ドメスティック・バイオレンスに対する総合的取り組みを進めるために結成された、カリフォルニア州では初の、行政と民間のジョイントプログラムである。

メンバーは、公的な援助機関をはじめ、シェルターや民間団体、市民グループから成る。

その目的はロサンゼルス郡の女性に対する暴力および家庭内暴力の調査、関連機関同士の調整、教育・啓発活動、市民への情報提供、研修の企画

見は衝突するが、まず、異なる意見や考えをこの評議会に持ち込むことが大切である」と述べる。そのことばの通り、参加者同士の活発な議論がかわされ、真剣にこの問題に取り組む様子が伝わってきた。

ロサンゼルス郡ドメスティック・バイオレンス評議会は、ロサンゼルス郡の予算で運営されており、ドメスティック・バイオレンスに対する総合的取り組みを進めるために結成された、カリフォルニア州では初の、行政と民間のジョイントプログラムである。

メンバーは、公的な援助機関をはじめ、シェルターや民間団体、市民グループから成る。

その目的はロサンゼルス郡の女性に対する暴力および家庭内暴力の調査、関連機関同士の調整、教育・啓発活動、市民への情報提供、研修の企画

評議会には幹部レベルの担当者が多く参加している。

これは、ゴードンさんによる、各機関での意志決定にドメステイック・バイオレンス根絶の視点を反映するのに大変効果的であるという。

日本社会への提言

日本の民間シェルターは例外なく恒常的な財源不足、人手不足に悩み、熱意ある少数の専従スタッフとボランティア・スタッフの志によって、手探り状態で運営されているという点が今回の調査で浮き彫りになつた。

女性たちのシェルターへのニーズは、女性が男性よりも経済的、社会的に劣位に置かれているという構造から発生している、まさに社会的問題にほかならない。しかし、日本ではその対応を民間の女性たちの手に多く委ねているのが現状だ。

一方、アメリカでは、すでにシェルターを女性問題解決のために必要な基本的社会資源のひとつとして位置づけ、資金的援助、法制度の整備などシェルターに対する多様な社会的支援を実施して

歴史的、社会的背景の異なるアメリカのやり方をそのまま日本へ持つて来ることはできないが、僅少な人的資源の活用法や他の援助機関との連携システムなど、参考になる点はいくつもあるのではないかだろうか。

今回の調査結果に基づき、報告書には大きく七項目について、日本社会へむけての提言をまとめた。

「社会的問題としての認識」

緊急一時保護を求める女性が直面している困難は、なにか特別な問題のある女性の問題ではなく、人権および基本的自由の剥奪あるいは制限から起ころる、あらゆる女性に共通する問題である。シェルターへのニーズを社会的問題として認識し、継続的に取り組むことが必要だ。

「早急な資金援助」

現在、シェルター運営は財政的にも人材的にも非常に逼迫している。安定した援助活動を続けられるためにも、行政、民間双方からの強力な資金

的援助が求められる。

「シェルター・スタッフへの支援」

シェルター運営の多くを少数の専従スタッフとボランティア・スタッフに頼っている。スタッフがバーンアウト（燃えつき）しないためにも、十分な研修、精神的ケア、ネットワーク的支援を行う必要がある。

「シェルター開設への支援」

一〇〇〇とも一二〇〇とも言われるアメリカにおける女性シェルターの数に比べ、今回の調査で明らかになつた日本の民間女性シェルターはまだ十指に満たない。しかも、首都圏に集中している。各地でシェルターへのニーズが顯著になりつつある現状を踏まえ、民間女性シェルターの増設が望まれる。

「既存の社会的資源の活用」

新たなシェルター設立と同時に、婦人相談所、福祉事務所、児童相談所、母子寮などの既存の社会的資源を十分に活用することが望ましい。そのためには、緊急一時保護のニーズに対して、女性問題解決の視点に立脚した迅速、柔軟な対応が不

可欠である。それぞれの機関で働く職員、相談員、ケースワーカーなどに女性問題解決の視点からの対応が求められると同時に、それらの研修も保障されるべきである。

「現行法制度の改正」

角田弁護士のレポートでも、夫や恋人からの暴力において、日本での現行法制度の枠内では、被害者の救済、加害者への適切な対応・処罰という点で限界があることが指摘されている。アメリカの、女性への暴力に対する法律および模範法典のような、あらゆる女性への暴力に対応する法律の整備、民間女性シェルターのようなNPO（民間非営利組織）の基盤強化のための制度の確立など、人権を守るという視点をさらに強化した、統合された社会政策が求められている。

「女性の自立支援」

緊急的な措置としてシェルターは絶対に必要なものではある。しかし、いくらく多くのシェルターが開設されても、根本的な課題は残つたままである。忘れてならないのは、女性が経済的、社会的に劣位におかれ、そのために自立の道を閉ざされ、

その結果がシェルターへのニーズとなるという点である。女性の経済的、社会的自立を阻むものをひとつ取り除き、女性たちのエンパワーメントを支援することがなにより大切なことはいうまでもない。

さいごに

ほんの数箇所を取材したアメリカでの調査ではあつたが、そこで感じたことは、いずれの機関で働いている女性も、みな、前向きでしかも信念を貫いているということ。シェルターに来所する女性や暴力の被害を受けた女性を救つてあげるという立場ではなく、まずその女性自身の声を聞き、その女性が力をつけ、自己決定できるよう、サポートする。仲間として共に問題解決に取り組もうという姿勢が非常に印象深かった。

アメリカのシェルターを取りまく実情を知るにつれ、その日本との格差があまりにも大きいことに驚かされる。しかし、AWSのマサキさんたちも、これまでに直面したさまざまな困難や失望、

憤り、不安を乗り越えて今のAWSがある。ロサンゼルス郡ドメスティック・バイオレンス評議会も、最初はアーネットさんら数人が集まって、九二一番（日本の一一〇番にあたる）の録音テープを聞くところから始まったという。

そのような経験に学び、日本でも現状にあきらめることなく、関係諸機関ができるところからひとつひとつ力を合わせて取り組んでいくことが早急に望まれる。我々の前に課題は山積みしているが、この調査が民間の女性シェルター支援のきっかけとなることを願っている。本報告書をぜひ多くの方々にご一読いただければと思う。

*横浜市女性協会発行『民間女性シェルター調査報告書』は国内調査編・アメリカ調査編の二冊セットを二千円で発行しております。入手希望の方は左記までご連絡ください。電話〇四五一二二四一〇〇〇

（注一）「フレンドシップ・アジアハウス・こすもす」は、九五年二月に母子寮の認可を受けた。